

防衛省職員(臨時的任用)募集案内

自衛隊兵庫地方協力本部では、下記により防衛省職員(臨時的任用：平成30年8月1日～平成31年3月31日)を募集します。

なお、この試験は、防衛省職員(臨時的任用)として募集広報業務に従事する職員を任用するために行います。

記

1 採用職種及び応募資格

採用職種	採用人員	業務内容及び応募資格
行政職 (一) 一般事務	1名	<p>1 業務内容</p> <p>(1) 広報に係る調整の補佐</p> <p>(2) 広報行事に係る文書起案</p> <p>(3) 各種広報行事に係る補佐</p> <p>(4) その他命ぜられた事項</p> <p>※HP改修等に係るPC技能を有する者が望ましい。</p> <p>2 応募資格</p> <p>特に必要な資格・免許等はありませんが、次のいずれかに該当する者は、この試験を受験することができません。</p> <p>(1) 日本の国籍を有しない者</p> <p>(2) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(6) 自衛隊法第44条の2(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)に該当する者(平成30年度中に60歳に達する者)は、法令の規定により採用することができません。</p>

2 受付期間

平成30年6月8日(金)～平成30年6月28日(木)
(郵送)平成30年6月28日(木)までに必着 ※28日の消印は無効となります。
(持参)受付期間中の午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日は除きます。

※応募者多数となる場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。

3 試験日及び試験場所等

- (1) 試験日：平成30年7月3日(火)
- (2) 試験場所：自衛隊兵庫地方協力本部
(兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階)
※身体検査は陸上自衛隊伊丹駐屯地で実施予定
- (3) 試験方法：下表のとおり。

試験種目	試験の内容
口述試験	人柄、知識等についての個別面接(1人20分程度)
身体検査	勤務に支障があるか否かについての医学的検査(主として胸部疾患(胸部エックス線撮影を含む。)、尿、その他一般内科系検査)

4 応募要領

提出書類	提出部数	事務官等応募票の請求先及び提出先
事務官等応募票(両面印刷)	2部	〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4階 自衛隊兵庫地方協力本部 総務課人事班 TEL 078-261-9777
最終学歴(義務教育を除く。)の卒業証書の写又は修業証明書(受付期間に間に合わない場合は、試験時提出でも可)	1部	
返信用封筒(82円切手貼付、本人あて先明記) ※下記(3)に使用	1部	

- (1) 事務官等応募票は兵庫地方協力本部HPよりダウンロード可能です。(事務官等応募表は必ず両面印刷してください。)郵送で請求する場合は、住所と氏名を明記し、120円切手を貼った返信用封筒(A4判)を同封して下さい。
- (2) 事務官等応募票に自筆で記入し、写真(6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもの、縦4cm・横3cm程度のもの。)を貼って下さい。
- (3) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」(受験票に代わる書面です。)を郵送により送付します。(7月2日までに到着しない場合は、提出先に問い合わせして下さい。)
- (4) 現(元)自衛隊員等(事務官、技官等含む。)の場合は、現(元)所属部隊等名、官名・階級(級)、認識(個人)番号、在職期間(分かれば年月日まで)を事務官等応募票の職歴欄とは別に資格免許等欄にも記入して下さい。
- (5) 提出頂いた応募票等につきましては、お返しできませんのでご了承ください。
- ※ 提出書類を郵送する場合は、簡易書留又は特定記録により処置して下さい。
また、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいて下さい。

5 試験結果通知

(1) 結果通知

平成30年7月下旬頃、受験者全員に採用試験の結果を書面にて通知します。
(電話によるお問い合わせには、一切応じることができません。)

なお、採用結果に関する個別のお問い合わせには応じることができません。

(2) 任用予定期間

平成30年8月1日～平成31年3月31日

6 任用後の勤務地

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3神戸防災合同庁舎4階
自衛隊兵庫地方協力本部 募集課広報班

7 任用後の処遇等

(1) 身分

特別職国家公務員 防衛事務官

(2) 人事管理

防衛省の規定によります。

(3) 給与等

任用時の給与・手当等は、次表の額を基準として学歴・職歴等により、人事院規則の定めるところにより決定されます。(下表は新規高卒者の一例)

適用俸給表及び級号俸	俸給月額
行政職(一)1級5号俸	147,100円

※この他に通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等が一般職の国家公務員に準じて支給されます。

8 その他

(1) 勤務時間等

1日7時間45分(午前8時30分～午後5時15分 内休憩60分)とし、また、原則として土・日・祝日等を除く平日勤務となります。

なお、休日勤務を含む時間外勤務を要する場合があります。

(2) 休暇

1年に20日の年次休暇(8月1日採用は8日)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季、年末年始、結婚、出産、忌引等)、介護休暇等が付与されます。